

住宅用火災警報器の設置推進について

住宅火災による死者数の動向

- 平成15年以降連続で死者数が1,000人を突破しており、かつてない高い水準で推移
- 死者の約6割が65歳以上の高齢者であり、高齢化進展を反映して増加傾向。
(死亡原因の約6割が逃げ遅れ)

高齢化の進展でさらに増加するおそれ

- 非住宅には、従来から火災報知器設置が義務付けられていたが、戸建て住宅等には義務づけがなかった。

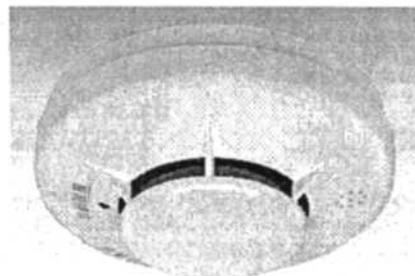
平成16年の消防法改正により、 全住宅について、寝室等に住警器の設置義務づけ

- 新築住宅については、平成18年6月1日より適用(建築確認手続きにおいてチェックする体制)
- 既存住宅については、各市町村条例で定める日(平成19年から平成23年までの間で施行予定)より適用

○ 住警器等の設置場所



○ 住宅用火災警報器(感知・警報部が一体の機器)



- ※ 寝室と階段室は政令で義務付け。
- ※ その他の居室も地域によっては条例で義務付け対象となる場合がある。

住宅用火災警報器の普及率(H22.6時点推計)

H22.6時点における住宅用火災警報器の全国の推計普及率は58.4%で、前回推計結果の52.0%(H21.12時点)から6.4ポイント進捗。

<推計普及率(全国)>

	総世帯数 A	うち推計 普及世帯数 B	推計普及率 B/A
義務化済み	2,479万世帯	1,696万世帯	68.4%
H23.6義務化	2,427万世帯	1,170万世帯	48.2%
全国	4,906万世帯	2,865万世帯	58.4%

- 注1) 平成22年6月時点で条例により既存住宅への住宅用火災警報器の設置が義務化されている地域を「義務化済み」に、今後義務化される地域を「今後義務化」に区分している。
 注2) 一定規模以上の共同住宅等で自動火災報知設備等が設置されていることにより住宅用火災警報器の設置が免除される場合も「推計普及世帯数」を含む。
 注3) 総世帯数は平成17年国勢調査の結果による。
 注4) 四捨五入により各値の計算値が表中の値に一致しない場合がある。

<推計普及率(ブロック別)>

	ブロック	地域数	推計普及率
東日本 ↑	北海道	67地域	62.5%
	東北	99地域	54.4%
	関東	205地域	62.2%
	東海	74地域	66.0%
	東近畿	91地域	60.9%
	近畿	64地域	55.1%
西日本 ↓	中国	52地域	44.8%
	四国	54地域	38.9%
	九州	136地域	55.3%
	計	842地域	58.4%

<前回推計結果(H21.12時点)>

	総世帯数 A	うち推計 普及世帯数 B	推計普及率 B/A
H19~21義務化	1,906万世帯	1,159万世帯	60.8%
H22以降義務化	3,001万世帯	1,394万世帯	46.5%
全国	4,906万世帯	2,553万世帯	52.0%

東日本:61.7%
西日本:53.3%

※「ブロック」は全国消防連会の支部を単位としている。
 ※東海(愛知、岐阜、三重)と東近畿(富山、石川、福井、滋賀、京都、奈良、和歌山)を境目として、東日本と西日本に区分。

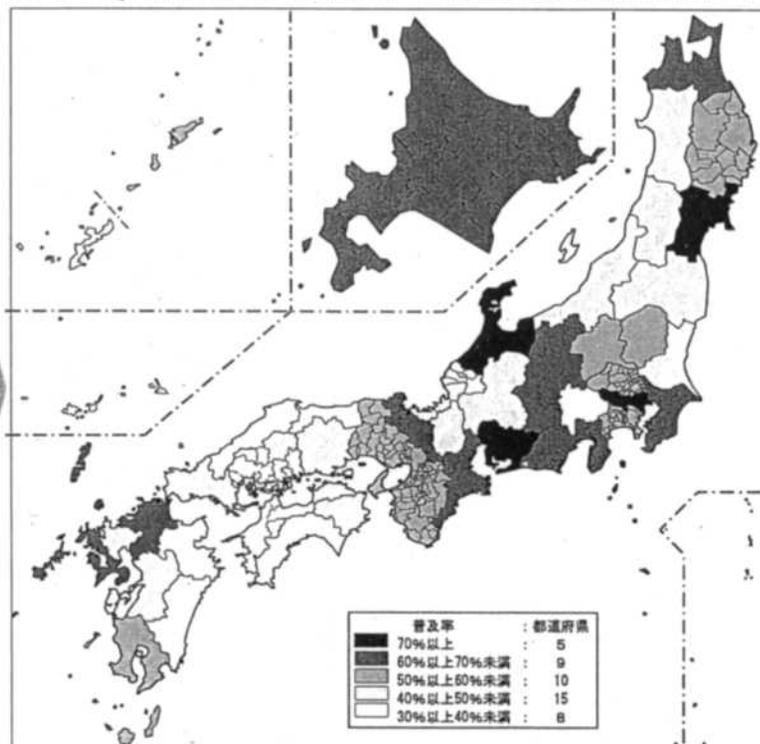
住宅用火災警報器の普及率(H22.6時点消防庁推計)

(西日本)

都道府県名	推計普及率	前回推計との差
富山県	70.6%	+9.3pt
石川県	77.6%	+4.8pt
福井県	47.9%	+5.6pt
滋賀県	48.2%	+2.1pt
京都府	68.3%	+6.8pt
大阪府	53.6%	+4.0pt
兵庫県	57.5%	+3.8pt
奈良県	50.5%	+2.1pt
和歌山県	51.1%	+11.4pt
鳥取県	39.4%	+11.7pt
島根県	35.8%	+8.2pt
岡山県	43.7%	+6.2pt
広島県	49.6%	+0.6pt
山口県	43.1%	+5.9pt
徳島県	40.1%	+12.6pt
香川県	42.7%	+19.6pt
愛媛県	38.6%	+2.4pt
高知県	34.1%	+0.4pt
福岡県	69.9%	+4.7pt
佐賀県	44.6%	+11.5pt
長崎県	69.4%	+6.7pt
熊本県	46.3%	+7.1pt
大分県	35.1%	+3.7pt
宮崎県	39.6%	+5.7pt
鹿児島県	53.7%	+4.3pt
沖縄県	34.6%	+6.7pt

(東日本)

都道府県名	推計普及率	前回推計との差
北海道	62.5%	+4.0pt
青森県	69.1%	+1.9pt
岩手県	50.0%	+8.9pt
宮城県	78.7%	+3.9pt
秋田県	40.6%	+7.8pt
山形県	40.0%	+2.3pt
福島県	46.2%	+10.7pt
茨城県	45.0%	+5.7pt
栃木県	58.3%	+9.0pt
群馬県	57.3%	+8.9pt
埼玉県	59.3%	+7.2pt
千葉県	60.7%	+5.0pt
東京都	76.9%	+11.1pt
神奈川県	50.9%	+8.2pt
新潟県	42.9%	+13.3pt
山梨県	34.4%	+6.4pt
長野県	61.1%	+5.0pt
岐阜県	43.5%	+8.4pt
静岡県	63.3%	+3.0pt
愛知県	72.9%	+4.5pt
三重県	61.9%	+1.2pt



全国推計普及率: 58.4% (H22.6時点)

すべての住宅に住警器を設置して、住宅火災による死者数を半減!

当面の重点実施項目(追加項目)

住警器設置義務化が全面施行となる平成23年6月に向けた「当面の重点実施項目」※である、

1. 普及率調査の結果を踏まえた重点的取組
 2. 共同購入等の先進的ノウハウの普及
 3. 住宅防火に係る総合的な啓発と併せた普及促進
- については、引き続き取組を継続。

さらに、以下を「追加項目」として、自治体や地域推進組織を通じ取組を展開。

4. 住警器の効果・奏功事例を活用した広報活動
 - ・各地域における効果分析や奏功事例の報道機関への情報提供 等
5. 高齢者世帯など設置困難世帯への対応強化
 - ・特別交付税や緊急雇用創出事業等の財政措置の活用 等

住宅用火災警報器の効果

H19年からH21年までの3年間における、失火を原因とした住宅火災44,085件※について、火災報告を元に、住宅用火災警報器の効果进行分析。

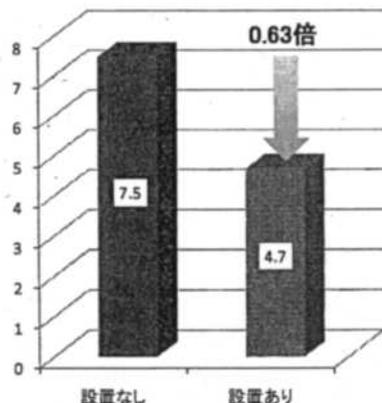
※ここでは、住宅火災のうち原因経過が「放火」又は「放火の疑い」であるものを除く件数を、「失火を原因とした住宅火災」の件数としている。

死者数、焼損床面積、損害額で見ると、住警器が設置されている場合は、設置されていない場合に比べ被害状況が概ね半減。



住警器が設置されれば、火災発生時の死亡リスクや損失の拡大リスクが減少。

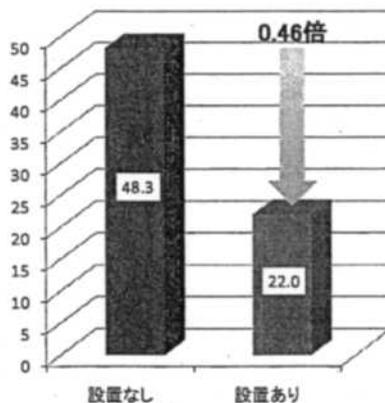
(人/火災100件)



<住宅火災100件当たりの死者数>

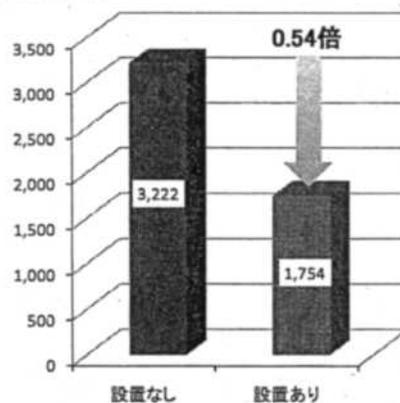
注1)「死者」とは、火災現場において火災に直接起因して死亡した者であり、火災により負傷した後48時間以内に死亡した者を含む。
注2)死者の発生した経過が「殺人・自損」「放火自殺、放火自殺者の被害者、放火殺人の犠牲者」であるものを除く。

(㎡/火災1件)



<焼損床面積>

(千円/火災1件)



<損害額>

地域における取組事例①

普及率調査の結果を踏まえた重点的取組

普及率が高い地域の要因分析(増毛町消防本部(北海道))

町内の他地区と比較して、住警器の普及率が非常に高い地区の要因を分析し、他の地区に展開。

①普及率調査の実施 → ②雄冬地区64戸の普及率:95%

③消防本部にて要因・効果分析

④管轄分団員世帯(9世帯)での住警器の設置を契機として地区全体での設置推進の機運が高まり、その後、消防団を中心とする共同購入及び取付支援により95%まで向上。

⑤他の地区に成功事例として紹介。



<消防団による取付支援>

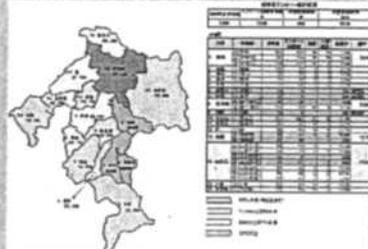
普及率が低い地域への取組強化(須賀川地方広域(福島県))

普及率調査の結果を分析し、普及率が低い地域への説明会等の取組を強化。

①管内の全世帯に対し、アンケート調査を実施。



③説明会等の実施



②行政区別に集計

共同購入等の先進的ノウハウの普及

共同購入のノウハウの普及(泉南市消防本部(大阪府))

- ・他地域の共同購入事例を聴取して具体的な方法を消防本部で検討した上で、婦人(女性)防火クラブ等との連携の下、各地区・自治会単位での共同購入を実施。
- ・他地域における設置時の課題を分析し、電池のプリセットや取付支援を行うことで、確実な設置を図る。
- ・区長会を通じ管内全域に共同購入の取組が波及。



<住警器の配布>

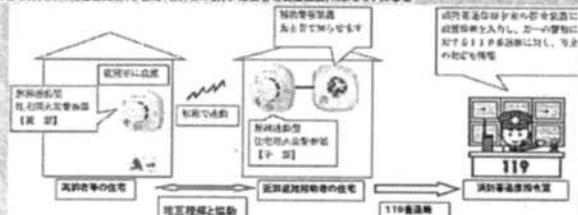


<消防職員による取付支援>

先進的な普及促進事業の活用(唐園市消防本部(神奈川県))

「住宅防火対策モデル事業」※を活用し、無線で連動して避難補助者に通報する住警器を設置。

※住宅防火対策推進協議会(事務局:財)日本防火・危険管理促進協会)によるモデル事業



<概要図>

地域における取組事例②

住宅防火に係る総合的な啓発と併せた普及促進

住宅防火モデル地区指定事業(さいたま市消防局(埼玉県))

平成22年度から平成25年度までの4年間で、毎年市内10地区を「住宅防火モデル地区」として指定し、集中的・効果的な防火対策を展開。

<基本方針>

- ・住宅火災及び住宅火災による死者の低減
- ・住宅用火災警報器の設置率向上

<実施対策>

- ・住宅用火災警報器の設置普及啓発
- ・放火火災防止対策
- ・こんろ火災防止対策
- ・防災品の普及啓発
- ・高齢者等の災害時要援護者への防火対策の措置



<看板>

「命を守る三点セット」の広報(中津川市消防本部(岐阜県))

地震と火災に対する住宅への備えとして、木造住宅耐震化、家具の転倒防止、住警器の設置を「命を守る三点セット」と位置付け、建築、防災部局と連携して、各種イベントでの広報や地域での出前講座を実施。



<防災展>



<出前講座>



<住宅耐震化シンポジウム>

住警器の効果・奏功事例を活用した広報活動

統計分析に基づく住警器の効果PR(名古屋市消防局(愛知県))

住警器の設置の有無による被害状況の違い等について、管内で発生した火災の統計分析により算出し、各種広報活動等に活用。



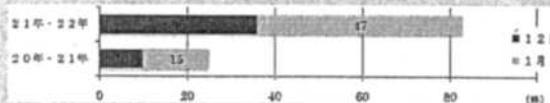
<テレビでのPR>



<新聞掲載>

火災発生時のタイムリーな報道発表等(東京消防庁(東京都))

- ・住警器の奏功事例や実体験者へのインタビュー、奏功事例の件数の増加について取りまとめ、随時報道発表。



<奏功事例が3倍増！(H22.2.22報道発表)>

- ・火災発生時のタイムリーな報道発表に反映させるため、火災現場に出場した消防隊が、可能な限り鎮火までに住警器の有無等の情報収集を行うことを徹底。

地域における取組事例③

高齢者世帯など設置困難世帯への対応強化

住宅防火訪問を通じた設置推進(富良野広域連合(北海道))

- ・消防職員と婦人(女性)防火クラブ員が連携して、高齢者世帯を対象に、住宅防火訪問を実施。(春と秋の全国火災予防運動の期間に集中的に実施。)
- ・訪問の際、住警器の有無を確認し、設置に係る説明等を行う。



<高齢者世帯を対象とした住宅防火訪問>

シルバー人材センター等との連携(小野市消防本部(兵庫県))

- ・独居老人や高齢者夫婦のみの世帯等を対象に、消防本部による事業として住警器を無償で設置。
- ・対象世帯は、民生委員や自治会長と連携して把握。
- ・対象世帯への住警器の取付はシルバー人材センターに委託して実施。



<シルバー人材センターによる取付支援>

義務化後の地域における継続的な取組

緊急雇用創出事業の活用(久留米広域(福岡県))

※平成21年6月1日義務化

- ・平成21年6月1日の義務化に合わせ、住警器設置促進本部を設置し、広報・普及啓発活動を展開。
- ・緊急雇用創出事業を活用し、平成22年5月より約半年間、11名を雇用し、管内の一戸建住宅への戸別訪問指導調査(ローラー作戦)及び街頭普及啓発活動を実施。



<住宅用火災警報器設置推進員>

未設置世帯への是正指導(永平寺町消防本部(福井県))

※平成20年6月1日義務化

- ・平成20年度より、全職員を区画担当割り、未設置世帯に是正指導を実施。
- ・平成22年4月に「住宅用火災警報器設置相談室」を設置。
- ・維持管理マニュアルを全戸へ配布。



<住宅用火災警報器設置相談室>



<維持管理マニュアル>